

# 大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札をいう。以下同じ。）により建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）に係る契約（以下単に「契約」という。）を締結しようとする場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (最低制限価格制度の対象)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、設計金額が、130万円を超える建設工事及び50万円を超える建設コンサルタント業務等に係る入札とする。ただし、市長が最低制限価格制度を採用する必要があると特に認めるものは、この限りでない。

## (入札参加者への周知)

第3条 契約担当者（大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第2条第2号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、入札において最低制限価格制度を採用しようとするときは、最低制限価格制度を採用する旨を当該入札の公告又は通知により入札参加者に周知するものとする。

## (最低制限価格の設定及び算定方法等)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算定した割合を予定価格に乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 建設工事 次のアからエまでに掲げる額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計金額で除して得た割合（当該割合に小数点第3位以下の端数が生じた場合にあつては、これを四捨五入して得た割合）とする。

ア 直接工事費（共通仮設費積上分を含む。）の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費（共通仮設費率計上分に限る。）の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建設コンサルタント業務等 別表の業種区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の1欄から4欄までに掲げる額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（同表に掲げる2以上の業種区分に該当する業務については、それぞれの業種区分ごとの合計額を合算した額）に100分の110を乗じて得た額を設計金額で除して得た割合（当該割合に小数点第3位以下の端数が生じた場合にあつては、これを四捨五入して得た割合）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の規定により得られた割合が次の各号に掲げる割合である

場合は、当該各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

- (1) 建設工事 10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。
  - (2) 建設コンサルタント業務等 10分の8.1を超える場合にあつては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とする。ただし、測量にあつては、10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とし、建築関係建設コンサルタント業務にあつては、10分の8を超える場合にあつては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とし、地質調査業務にあつては、10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要があると認める場合は、入札ごとに契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

(落札者の決定)

第5条 契約担当者は、最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者については、これを落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で当該最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る入札について適用し、同日前に締結した契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成29年4月11日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この告示は、令和元年6月3日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用

する。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

別表（第4条関係）

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額